

石川県平成19年度バランスシート

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
【資産の部】	【負債の部】
1.有形固定資産	1. 県債
(1) 総務関係 108,099,164	() 0
(2) 民生関係 10,855,200	(1) 財源措置のあるもの 706,180,974
(3) 衛生関係 14,738,366	() 480,738,897
(4) 労働関係 4,109,239	(2) 財源措置のないもの 480,738,897
(5) 農林水産業関係 424,593,619	() 480,738,897
(6) 商工関係 25,430,346	県債計 1,186,919,871
(7) 土木関係 1,350,689,993	
(8) 警察関係 39,198,297	2. 退職給与引当金 177,091,345
(9) 教育関係 213,715,161	() 657,830,242
(10) その他 189,516	負債合計 1,364,011,216
有形固定資産計 2,191,618,901	
(うち土地 621,788,927)	
2. 投資等	【正味資産の部】
(1) 投資及び出資金 56,229,128	1. 国庫支出金 607,296,516
(2) 貸付金 133,007,831	() 1,223,761,419
(3) 基金 52,973,547	2. 一般財源等 517,580,445
特定目的基金 39,221,330	() 1,831,057,935
土地開発基金 4,134,520	正味資産合計 1,124,876,961
定額運用基金 9,617,697	
投資等計 242,210,506	
3. 流動資産	
(1) 現金・預金 46,990,665	
財政調整基金 8,830,592	
減債基金 31,533,430	
歳計現金 6,626,643	
(2) 未収金 8,068,105	
県税 3,895,788	
その他 4,172,317	
流動資産計 55,058,770	
資産合計 2,488,888,177	負債・正味資産合計 2,488,888,177

(注)貸方の上段()書きは、県債のうち財源措置のないもの(実質残高)のみを負債とした場合の数値

債務負担行為に関する情報	物件の購入等	24,341,153 千円
	債務保証及び損失補償	132,043,700 千円
県債に関する情報	県債のうち翌々年度以降償還予定額(固定負債)	1,089,386,650 千円
	県債のうち翌年度償還予定額(流動負債)	97,533,221 千円

(参考) 連結バランスシート(試案)について

平成 17 年 9 月に総務省から示された「地方公共団体の連結バランスシート(試案)について」を参考とし、以下の基準で連結バランスシート(試案)を作成しました。

1 連結の範囲

連結の範囲は、本県の普通会計、公営事業会計(中央病院、高松病院、港湾土地造成、電気、水道用水供給、流域下水道、宅地造成、港湾整備の 8 公営企業会計と収益事業会計(公営競馬特別会計))並びに本県の関与及び財政支援の下で本県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体としました。関係団体は、本県が設立した地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社)及び本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している民法法人等とし、具体的には 47 ページに記載の 22 団体です。(地方三公社を含む)

2 会計基準

総務省研究会報告を参考として決算統計データから作成した普通会計をはじめ、地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表、地方三公社や第三セクターなどについても、それぞれの会計基準等に基づいて作成され、県議会への報告がなされている貸借対照表などによりました。

3 個別会計間の調整

本県会計相互間及び本県普通会計と関係団体間の貸付金・借入金や投資及び出資金・資本金などは、相殺し純計しました。

4 出納整理期間における現金の受払いの調整

普通会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等が終了した後の計数を会計年度末に計上していますが、公営企業会計及び関係団体には出納整理期間が存在しないため、連結に際して、普通会計において出納整理期間中に現金の受払い等がなされた場合は、公営企業会計及び関係団体においても、これに対応する現金の受払い等が当該会計年度末に終了したものとして調整を行っています。

連結バランスシート(試案)

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	[負債の部]
1. 有形固定資産	1. 固定負債
(1) 地方公共団体	(1) 地方公共団体
普通会計 <u>2,191,618,901</u>	普通会計債 <u>1,002,145,650</u>
公営事業会計 <u>200,011,479</u>	公営企業債 <u>61,153,282</u>
地方公共団体計 <u>2,391,630,380</u>	地方公共団体計 <u>1,063,298,932</u>
(2) 関係団体	(2) 関係団体
一部事務組合・広域連合 <u>0</u>	一部事務組合・広域連合地方債 <u>0</u>
地方独立行政法人 <u>0</u>	地方独立行政法人長期借入金 <u>0</u>
地方三公社 <u>74,931,713</u>	地方三公社長期借入金 <u>14,685,575</u>
第三セクター <u>8,526,729</u>	第三セクター長期借入金 <u>49,447,257</u>
関係団体計 <u>83,458,442</u>	関係団体計 <u>64,132,832</u>
有形固定資産合計 <u>2,475,088,822</u>	(3) 債務負担行為 <u>16,332</u>
	(4) 引当金 <u>233,681,622</u>
	(うち 退職給与引当金) <u>226,638,517</u>
	(その他の引当金) <u>7,043,105</u>
	(5) その他 <u>1,859,657</u>
	固定負債合計 <u>1,362,989,375</u>
2. 投資等	2. 流動負債
(1) 投資及び出資金 <u>18,942,632</u>	(1) 翌年度償還予定額
(2) 貸付金 <u>30,352,830</u>	地方公共団体 <u>97,533,221</u>
(3) 基金 <u>53,300,047</u>	関係団体 <u>34,152,414</u>
(4) 退職手当組合積立金 <u>0</u>	翌年度償還予定額計 <u>131,685,635</u>
(5) その他 <u>71,657,593</u>	(2) 翌年度繰上充用金 <u>0</u>
投資等合計 <u>174,253,102</u>	(3) その他 <u>10,491,943</u>
	流動負債合計 <u>142,177,578</u>
3. 流動資産	負債合計 <u>0</u>
(1) 現金・預金 <u>63,333,226</u>	[資産・負債差額の部]
(2) 未収金 <u>16,378,948</u>	1. 国庫支出金 <u>678,385,120</u>
(3) その他 <u>33,965,148</u>	2. 都道府県支出金 <u>0</u>
流動資産合計 <u>113,677,322</u>	3. 他団体及び民間出資分 <u>873,630</u>
	4. 一般財源その他 <u>578,729,530</u>
4. 繰延勘定 <u>135,987</u>	資産・負債差額合計 <u>1,257,988,280</u>
資産合計 <u>2,763,155,233</u>	負債及び資産・負債差額合計 <u>2,763,155,233</u>

債務負担行為(本表に計上されないもの)に関する情報

物件の購入等に係るもの	<u>24,341,153</u>	(うち連結対象法人に対するもの)	<u>0</u>
債務保証又は損失補償に係るもの	<u>132,043,700</u>	(同 上)	<u>127,588,700</u>
利子補給等に係るもの	<u>2,709,916</u>	(同 上)	<u>0</u>

<留意点>

この連結バランスシート(試案)は、総務省「連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成しています。

この連結バランスシート(試案)は、当団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、一つの行政主体であるとみなして作成したものであり、関係団体の資産及び負債等が当団体に帰属するものではない点にご留意下さい。

【地方分権改革について】

「地方分権」とは、

個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化社会への対応といった、新しい時代の課題に対し、「画一・一律・硬直」から「多様・選択・柔軟」へという時代の大きな流れに的確に対応し得る、住民主導の行政システムに切り替えていくことです。

1 これまでの取り組み

平成 12 年の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、国と地方は、法的には対等、協力の関係となりましたが、地方分権推進委員会が最終報告で示したように、税源移譲による地方税財源の充実・確保は、残された大きな課題でした。

「三位一体の改革」は、こうした経緯を踏まえ、地方税財源の充実・確保、国庫補助負担金の廃止により国の関与をできるだけ排除することなど、真の地方分権の実現に向けた行財政の構造改革として取り組まれると考えられていました。

しかしながら、平成 18 年度までの「三位一体の改革」においては、約 3 兆円の税源移譲が行われたものの、国庫負担補助金の廃止ではなく、補助率の引下げという手法が大部分を占めたため、国の関与が残るなど「地方の自由度を高め、裁量権を拡大する」という観点からは極めて不満の残るものでした。地方分権は、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かすことが必要です。

2 第二期地方分権改革に向けて

平成 18 年 12 月に、地方分権改革推進法が成立し、平成 19 年 4 月から、内閣府の地方分権改革推進委員会において、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、その結果に基づき、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告することとなりました。

平成 20 年 5 月に、地方分権改革推進委員会は、「第一次勧告」を取りまとめ、総理大臣に提出しました。この勧告では、国と地方の役割分担について、国の役割を限定するとともに、国と地方の二重行政を排除し、住民に身近な行政は地方に移譲することを基本とする考え方が明確に示されました。また、重要行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大など幅広く盛り込まれたところです。

平成 20 年 7 月に全国知事会は、「第二期地方分権改革への提言」を取りまとめ、地方分権改革推進委員会に提出しました。この中で、第一次勧告について、表現が曖昧となっている全ての権限移譲について早急に結論を明確にするとともに、道路・河川の権限移譲の内容を明らかにすることなどを求めています。また、第二次勧告に向けて、二重行政の排除や地域の主体性を尊重するために国の出先機関を抜本的に見直すこと、地方自治体の自主性を強化するために条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大など法制的な仕組みを横断的に見直すこと、地方分権の推進のために税源移譲を含め、地方税財源の充実強化などを求めています。

地方分権改革推進委員会は、年内にも、第二次勧告を取りまとめることとしています。また、現下の厳しい経済情勢の下、地方が躊躇なく地域活性化への取り組みを進めるためには、地方財政基盤の確立が不可欠です。こうした中、全国知事会においても 11 月 19 日に、「地方分権改革の推進と地方財政の確立」に向けた提言を取りまとめたところであり、今後とも、地方六団体が一致結束して力強く取り組んでいかなければならないと考えています。